

平成 2 7 年 第 6 回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成27年第6回教育委員会定例会議事日程

平成27年6月30日(火)

午後6時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第8号

平成27年度多賀城市一般会計補正予算
(第3号)に対する意見について

議案第14号

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の
人事について

議案第15号

平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科
用図書採択基準について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成27年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

☆教育総務課関係

6月11日から19日まで9日間の会期で、「平成27年第2回市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係議案は、本日、臨時代理事務報告をいたします「平成27年度一般会計補正予算（第3号）」の1件で、原案のとおり可決されました。

6月16日と19日の両日、一般質問が行われ、教育委員会関係の質問者は7名でした。なお、質問及び回答要旨は別紙のとおりです

6月25日、「平成27年度第2回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

☆学校教育課関係

小学校の修学旅行につきましては、6月10日、11日に多賀城小学校が福島県内に、6月11日、12日に城南小学校が福島県内に、6月18日、19日に多賀城八幡小学校が岩手県内に、それぞれ1泊2日で実施し、無事終了しました。

6月6日、7日、10日の3日間にわたり、「第20回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館などを会場に開催され、野球、サッカー、剣道をはじめとして、12競技で熱戦が繰り広げられました。

また、6月17日に「多賀城市中学校陸上競技大会」が利府町の宮城スタジアムを会場に開催されたほか、6月29日には、「多賀城市中学校水泳競技大会」が多賀城市民プールで開催されました。

学校給食費の支払い督促については、5月13日に「第1回口頭弁論」が行われ、再期日の指定で6月5日に「第2回の口頭弁論」が行われましたが、両日も相手方が欠席したため、口頭弁論が終結し、直ちに判決が言い渡され、市の申立てが認められました。

☆生涯学習課関係

5月27日に大代地区公民館の「山茶花大学」と山王地区公民館の「山王大学」が、5月28日に中央公民館の「多賀城大学」がそれぞれ開校し、多くの参加者が高齢者の生きがいづくり等について学びました。

5月30日、成人教育事業「フラワーセラピー花でコミュニケーション」を中央公民館で開催し、9名の参加者が花による癒しの効果を学びました。

5月31日、「第7回多賀城市長杯バレーボール大会」が開催され、11チーム254名の参加がありました。

6月6日、市内の音楽活動家の情報交換を目的とした「多賀城市音楽活動者連絡網」の設立説明会を中央公民館で開催し、15団体、18名の参加がありました。

6月7日、「落語講座」が大代地区公民館で開催され、30名の参加者が東北学院大学落語研究会のメンバーと落語を楽しみました。

6月19日、「少年の主張多賀城大会」が多賀城中学校で開催され、同中学校生徒のほか、地元住民約90名の参加がありました。審査の結果、多賀城中学校3年生の柴田洸香（ほのか）さんが優秀賞となり、7月7日に七ヶ浜中学校で開催される仙台地区大会に出場いたします。

6月24日、「多賀城市文化センター指定管理者第2回評価委員会」を開催いたしました。現在の指定管理者から実績報告があり、第1回会議の内容を踏まえて評価を行いました。

6月26日、「社会教育委員会会議」が開催され、委嘱状の交付、事業報告のほか、文化センター指定管理者の選定方法について審議が行われました。

6月27日、「落語ワークショップ」を山王地区公民館で開催し、小学生20名が東北大学落語研究会のメンバーから指導を受け、演じ方を体験しました。

6月28日、ジュニアリーダー5名が多賀城苑を慰問し、清掃作業や手遊びゲームなどで入所者との交流を行いました。

☆文化財課関係

6月11日、「平成27年度第1回多賀城鹿踊連絡協議会」が開催され、文化財課長等が出席いたしました。「多賀城鹿踊クラブ」募集結果の報告、及び今後の取り組み等について協議が行われました。

6月12日、「平成27年度第2回多賀城跡連絡協議会」を開催し、文化財課長等が出席いたしました。会議では、8月に開催予定の「名勝『奥のほそ道の風景地』保存活用計画策定委員会会議」、並びに、6月24日に東京都の文化財建造物保存技術協会において開催した「第1回多賀城南門建築意匠等検討部会」についての内容を説明しております。なお、多賀城南門建築意匠等検討部会には、文化財課長等が出席しました。

6月28日から8月9日までの期間で、速報展「発掘された遺跡—平成26年度の調査成果—」を埋蔵文化財調査センター収蔵展示室で開催しております。また、県内の主な調査成果を紹介する「平成26年度宮城県発掘調査パネル展」も同時開催しています。

平成27年6月30日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

臨時代理事務報告第8号

平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に
対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する
法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求
められたが、平成27年6月15日臨時代理により別紙のとおり回答
したので報告する。

平成27年6月30日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教 総 第 2 8 7 号

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市教育委員会



平成 2 7 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）に対する意見
について（回答）

平成 2 7 年 6 月 1 5 日付け市公第 3 5 8 号で意見を求められたこのことにつ
いては、異議ありません。

担当 教育総務課

内線 512 伊東

臨時代理事務第8号資料

議案第 号

平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度多賀城市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,242,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年6月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	5,083,923	84,000	5,167,923
	2 国庫補助金	2,683,768	84,000	2,767,768
18	繰入金	6,426,546	90,858	6,517,404
	1 基金繰入金	6,426,541	90,858	6,517,399
21	市債	3,263,500	349,200	3,612,700
	1 市債	3,263,500	349,200	3,612,700
	歳入合計	33,718,479	524,058	34,242,537

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	4,546,892	524,058	5,070,950
	2 小学校費	729,917	524,058	1,253,975
	歳 出 合 計	33,718,479	524,058	34,242,537

第2表 地方債補正

(変更)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
学校施設整備 事業	千円 276,500	証書借入れ又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 625,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	3,263,500				3,612,700			

2 歳 入

14 款 国庫支出金 84,000千円
 2 項 国庫補助金 84,000千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	千円 5,083,923	千円 84,000	千円 5,167,923
	2 国庫補助金	2,683,768	84,000	2,767,768
	3 教育費国庫補助金	266,306	84,000	350,306
計		2,683,768	84,000	2,767,768

節		明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 小学校費補助金	84,000	○教育総務課 1 学校施設環境改善交付金 84,000 1 城南小学校校舎大規模改造事業交付金 84,000 収入見込額 84,000 [義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項] [補正前 0円] [補正後 長寿命化改良工事233,313,000円×1/3+事務費233,313,000円×1/3×1%+エレベーター棟増築工事16,197,000円×1/3+事務費16,197,000円×1/3×1%=84,000,000円] 補正額 84,000,000円-0円=84,000,000円 計上済額 0 差引額 84,000

18 款 繰入金 90,858千円
 1 項 基金繰入金 90,858千円

18	繰入金	6,426,546	90,858	6,517,404
	1 基金繰入金	6,426,541	90,858	6,517,399
	1 財政調整基金繰入金	1,614,365	3,735	1,618,100
	4 教育施設及び文化施設管理基金繰入金	403,352	87,123	490,475
計		6,426,541	90,858	6,517,399

1 財政調整基金繰入金	3,735	○市長公室 1 財政調整基金繰入金 3,735 収入見込額 1,561,254 計上済額 1,557,519 差引額 3,735
1 教育施設及び文化施設管理基金繰入金	87,123	○市長公室 1 教育施設及び文化施設管理基金繰入金 87,123 収入見込額 490,475 [対象事業] ・城南小学校校舎大規模改造事業(長寿命化改良工事) 87,123千円 計上済額 403,352 差引額 87,123

21 款 市債 349,200千円
 1 項 市債 349,200千円

21	市債	3,263,500	349,200	3,612,700
	1 市債	3,263,500	349,200	3,612,700
	4 教育債	804,200	349,200	1,153,400

1 小学校債	349,200	○教育総務課
--------	---------	--------

14 款 国庫支出金 18 款 繰入金 21 款 市債

2 1 款 市債
1 項 市債

349,200千円
349,200千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
		計	3,263,500	349,200	3,612,700

節		説明	千円
区分	金額		
		1 学校施設整備事業債	349,200
		1 城南小学校校舎大規模改造事業	349,200
		収入見込額	349,200
		計上済額	0
		差引額	349,200

3 歳 出

10 款 教育費

524,058千円

2 項 小学校費

524,058千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10	千円 教育費 4,546,892	千円 524,058	千円 5,070,950	千円 84,000	千円 349,200	千円 87,123	千円 3,735
2	小学校費 729,917	524,058	1,253,975	84,000	349,200	87,123	3,735
1	学校管理費 668,673	524,058	1,192,731	84,000 国庫支出金 84,000	349,200	87,123 繰入金 87,123	3,735
計	729,917	524,058	1,253,975	84,000	349,200	87,123	3,735

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
11	1,000	○教育総務課 1 城南小学校校舎大規模改造事業（長寿命化改良工事）	524,058
12	323	11 需用費	1,000
13	3,735	消耗品費	500
		印刷製本費	500
15	519,000	12 役務費	323
		手数料	323
		13 委託料	3,735
		基準点移転業務委託料	735
		給食人力運搬業務委託料	3,000
		15 工事請負費	519,000
		大規模改造工事	519,000

城南小学校校舎大規模改造事業（長寿命化改良工事）工事概要書

1 既存校舎構造規模

- ・ R C造 地上4階建 総延べ床面積 5, 281 m²
 - ・ 1期校舎 昭和50年建築（40年経過）延べ床面積 2, 084 m²
 - ・ 2期校舎 昭和53年建築（37年経過）延べ床面積 1, 575 m²
 - ・ 3期校舎 昭和59年建築（31年経過）延べ床面積 1, 622 m²

2 校舎長寿命化改良工事

- ・ 1期工事 2, 209 m²（平成27年度）
- ・ 2期工事 3, 072 m²（平成28年度）

(1) 建築工事 一式

ア 外部

- ・ 屋上防水改修、外壁改修、アルミサッシ交換（ペアガラス）

イ 内部

- ・ 廊 下：床改修、腰壁杉板貼り、他塗装、天井張替え、教室側壁撤去新設（建具共）
- ・ 教 室：床改修、家具交換、黒板交換、壁塗装、天井張替え
- ・ 便 所：床改修、壁改修、天井張替え、トイレブース交換
- ・ 職員室：床改修（OAフロア）、壁塗装、天井張替え
- ・ 家庭科室及びコンピューター室を普通教室と少人数教室に改造

(2) 電気設備工事 一式

- ・ 変電設備交換、電灯設備交換、動力設備交換、放送設備交換、自動火災報知設備交換他

(3) 機械設備工事 一式

- ・ 給水設備交換、排水設備交換、衛生器具設備交換、暖房設備交換、消火設備交換他
- ・ 空気調和設備新設（事務室、保健室、職員室、校長室、音楽室、視聴覚室）他

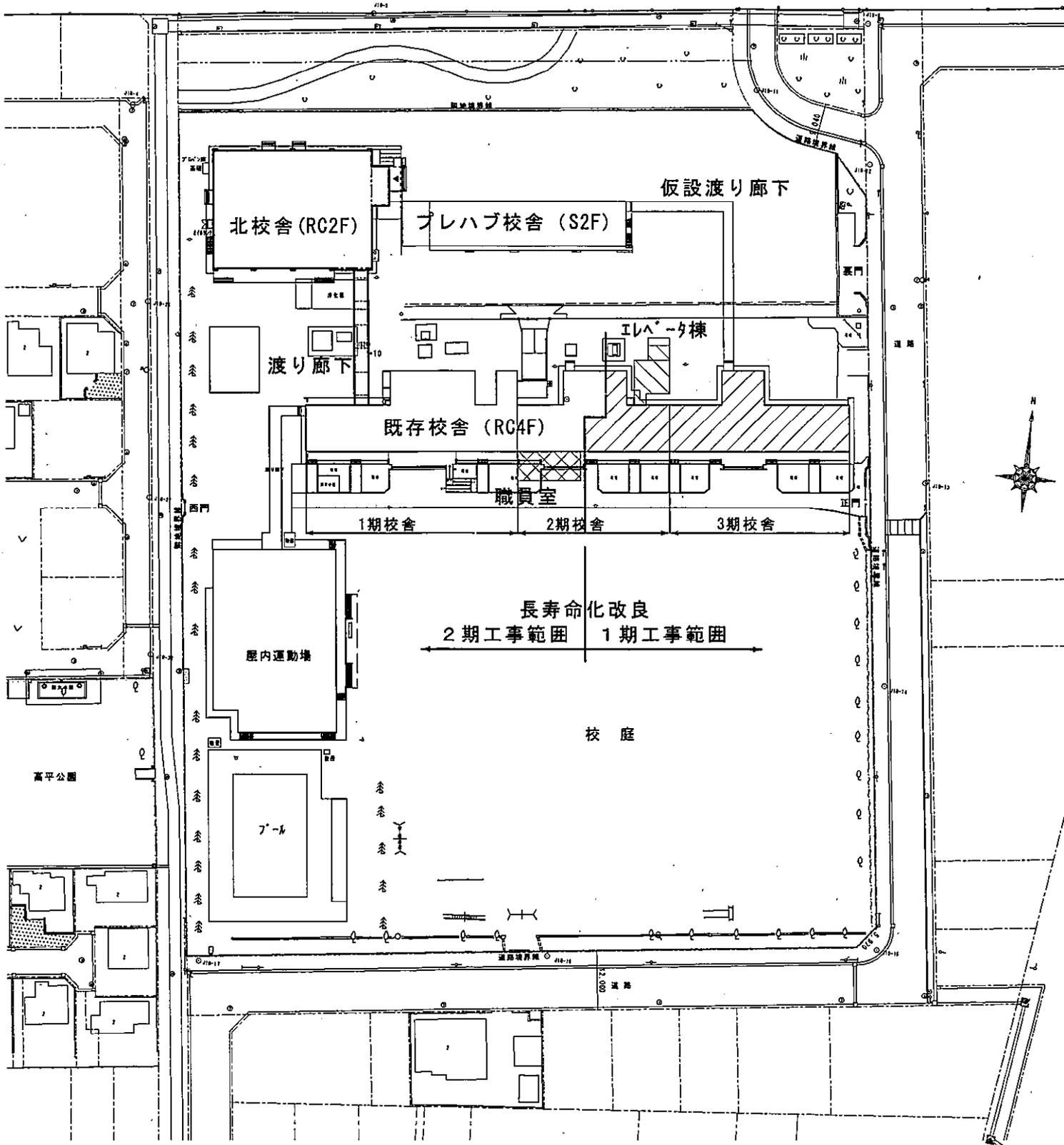
3 エレベータ棟増築工事（平成27年度）

- ・ 構 造 規 模：S造地上4階建、建築面積76.5 m²、延べ床面積238.5 m²
- ・ 主 要 室：エレベータ、配膳室4室
- ・ エレベータ仕様：カゴ寸法 W1.5 m×D1.8 m
 - 定員 17名（身体障害者対応）
 - 積載荷重 1,150 kg

4 職員室増築工事（平成28年度）

- ・ 構 造 規 模：S造地上2階建、建築面積80.4 m²、延べ床面積80.4 m²
- ・ 主 要 室：1階 ピロティー、2階 職員室

城南小学校校舎大規模改造事業(長寿命化改良工事)箇所図



議案第14号

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり任命する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
任命	平成27年7月1日	荘司 貴喜	多賀城小学校校長
任命	平成27年7月1日	市岡 良庸	天真小学校校長
任命	平成27年7月1日	三浦 雅彦	城南小学校校長
任命	平成27年7月1日	木島 美智子	第二中学校校長
任命	平成27年7月1日	横橋 健	高崎中学校校長
任命	平成27年7月1日	本郷 友道	多賀城東小学校父母教師会会長
任命	平成27年7月1日	末永 紀子	山王小学校父母教師会副会長
任命	平成27年7月1日	磯島 喜子	多賀城八幡小学校父母教師会会長
任命	平成27年7月1日	佐藤 則子	多賀城中学校父母教師会会長
任命	平成27年7月1日	河野 優子	東豊中学校父母教師会会長
任命	平成27年7月1日	石川 政彦	塩釜保健所技術副参事兼次長
任命	平成27年7月1日	梶 佐江子	塩竈地区薬剤師会
任命	平成27年7月1日	早坂 浩幸	仙台農業協同組合多賀城支店長

平成27年6月30日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

議案第15号

平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準

について

このことについて、別紙のとおり制定する。

平成27年6月30日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書採択基準

多賀城市教育委員会及び多賀城市立小・中学校教職員が教科用図書の調査研究を行う場合は、次に示す項目及び観点を基準とする。

1 中学校教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- イ 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」、管内の「小・中学校教育の重点」及び多賀城市教育基本方針の趣旨の実現に対応しているか。
- ウ 生徒の心身の発達段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- エ 内容を精選して、学習内容の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、資料の出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 教科等の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- ウ 基礎的・基本的な事項と発展的な事項が適切に配列されているか。
- エ 内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く対応できるか。
- オ 教材の配列が、生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成をすすめられるよう配慮がなされているか。
- イ 生徒の経験や興味を大切にし、学習の動機付けや自主的な学習を促すよう配慮されているか。
- ウ 生徒の多様な能力や特性に広く対応できるか。
- エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- オ 学習の手引き、挿絵、図表、写真等は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。
- イ 生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字体は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

2 小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- イ 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- ウ 社会適応能力の向上を図り，社会的自立や社会参加を促す配慮がなされているか。
- エ 様々な体験活動を促し，自己を生かせる生き方や進路を考えられるものか。
- オ 内容や資料に偏りがなく，資料の出所，出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的，系統的に配列され，学習の効果があがるように配慮されているか。
- イ 教材の分量と区分が適切であるか。
- ウ 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- エ 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 児童生徒の発達段階，障害の種別・程度及び児童生徒の特性等に応じているか。
- イ 教材は，基礎的能力を養ったり，発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- ウ 興味や関心を喚起するように工夫されているか。
- エ 他の教育活動との関連が考慮されているか。
- オ 内容がより理解できるような挿絵，図表，写真等が示されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記，表現が適切であるか。
- イ 児童生徒が親しみや魅力を感じ，多様な感覚を活用するよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で，色彩，印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置，レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり，安全や環境への配慮がなされているか。

平成27年第6回
教育委員会定例会議案
(追加案件)

多賀城市教育委員会

議 事

議案第16号 指定管理者の候補者の選定方法について

議案第 16 号

指定管理者の候補者の選定方法について

次の公の施設に係る指定管理者の候補者は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年多賀城市条例第 9 号）第 2 条の規定により、公募により選定する。

平成 27 年 6 月 30 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

多賀城市文化センター

2 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

指定管理者の候補者の選定方法について

1 指定管理者を公募により選定する理由

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の文化センターの指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号。以下「手続条例」という。）第2条の規定によると、原則として、公募によりその候補者の選定をすることとなるが、同条ただし書の規定により公募によらないことも可能となっている。

公募によらないことができる場合の選定理由は、多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多教委規則第7号。以下「手続規則」という。）第2条各号に規定されているが、本件に関しては、同条第1号及び第2号に該当しないのは明らかであり、同条第3号については、多賀城市文化センター指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価結果等を踏まえて判断されるべきものと考えられる。

手続規則第2条第3号では、公募によらないことができる理由として、現在の指定管理者が引き続いて管理を行うことによって当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できることを規定している。

評価委員会における評価結果を踏まえると、指定管理業務としては合格基準を超えているものの、当該基準を大きく超えているものではなく、今後引き続いて管理を行うことによる相当程度の事業効果を期待できるとの確証を得がたい状況である。

以上のことから、手続条例第2条本文の規定により、次期指定管理者の候補者の選定は、公募によることが適当と判断したものである。

なお、上記判断について、平成27年6月26日開催の社会教育委員会議へ諮ったところ、公募により選定することについて、異議のない旨の意見を得たところである。

〈参考 関連例規〉

○ 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会は、（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次の掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

○ 多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

2 多賀城市文化センター指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成21年9月4日	議員説明会	社会教育施設等の外部化などの運営の方向性を示した「社会教育施設等運営改革指針」について説明
平成22年2月10日	議員説明会	文化センター外部化の具体計画である「文化センター外部化実施計画」について説明
平成22年6月24日	第1回選定委員会	指定管理者候補者選定に関する説明及び意見聴取
平成22年7月1日	公募開始	ホームページ上に募集要項、業務仕様書を掲載し、公募を開始
平成22年9月25日	第2回選定委員会	申請のあった団体から選定委員に対し提案内容の説明、質疑応答、採点総合評価方式に鑑み、協議により、第1候補者、第2候補者を選定
平成22年11月15日	行政経営会議	第1候補者を選定管理者として、指定することを意思決定
平成22年11月18日	教育委員会	第1候補者を選定管理者として、指定する議案を上程することを決定
平成22年11月26日	議員説明会	第4回定例会に指定管理者選定に係る経緯等及び第1候補者を選定管理者として、指定することを説明
平成22年12月8日	市議会定例会	指定管理者の指定に審議・議決
平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 JM共同事業体
平成27年5月20日	第1回評価委員会	平成23年度から平成26年度までの指定管理者による取り組み等を説明
平成27年6月24日	第2回評価委員会	指定管理者より評価委員に対し実績内容の説明及び質疑の後、審査・審議により合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。
平成27年6月26日	第1回社会教育委員会 会議	指定管理者の候補者の選定方法について諮ったところ、公募により、選定することについて、異議のない旨の意見を得る。

3 現在の指定管理の概要

(1) 指定管理の対象となる施設

- ①多賀城市民会館
- ②多賀城市中央公民館
- ③多賀城市埋蔵文化財調査センター

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

多賀城市文化センター		
多賀城市民会館	多賀城市中央公民館	多賀城市埋蔵文化財調査センター
・芸術文化事業の実施	・講座、教室等社会教育事業の企画運営業務 【市職員が行う業務】	・資料収集、保管、展示、調査研究業務 【市職員が行う業務】
・施設、設備の貸出運営業務（利用許可）	・施設、設備の貸出運営業務（利用許可）	
・会館施設、設備の維持管理	・公民館施設、設備の維持管理	・調査センター施設、設備の維持管理
・文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備品、美術品等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理業務、東側駐車場の管理		

は、指定管理者が行う業務

※ 中央公民館で行う講座、教室等社会教育事業の企画運営業務と埋蔵文化財調査センターの資料収集、保管、展示、調査研究業務はこれまでどおり市職員を配置して行うため、指定管理者が行う業務には含まない。

(3) 第1期指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

(4) 第1期指定管理者の概要

①名称 JM共同事業体

②代表団体 株式会社JTBコミュニケーションズ
東京都品川区上大崎二丁目24番9号

③構成団体 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

④設立 平成22年8月2日

⑤設立目的 株式会社JTBコミュニケーションズが保有する情報発信力及びイベント等の企画実施のノウハウ及び三菱電機ビルテクノサービス株式会社が保有する施設維持管理技術を活かすことで、効率的かつ効果的な指定管理施設の管理運営及び芸術文化振興の向上を図ることを目的とする。
平成22年8月2日

4 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

(1) 評価委員会の開催日時等

第1回 平成27年5月20日(水)午前10時15分から午前10時50分

第2回 平成27年6月24日(水)午後1時30分から午後4時30分

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 評価委員会委員

区分	所属/氏名
委員長	学識経験者 東北学院大学教養学部教授 水谷修
副委員長	関係行政機関の職員 多賀城市保健福祉部長 菅野昌彦
委員	多賀城市文化センター利用者 多賀城市国際交流協会会長、多賀城市文化センター利用 団体協議会副会長 佐藤美津子
委員	多賀城市文化センター利用者 芸術文化協会会員 北川靖子
委員	有識者 劇団主宰・合唱団代表 吉田忠彦
委員	有識者 株式会社電通東日本東北営業局仙台支社次長 佐藤正文
委員	関係行政機関の職員 多賀城市市長公室副理事兼市長公室長補佐(行政経営担 当) 郷家栄一

(3) 評価方法

指定管理者への評価に係る採点方法は、第1回評価委員会の中であらかじめ確認を行った。

■採点方法 委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

■評価基準 指定管理者の評価は、委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち420点（6割）を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価

総合得点	評価
608点～700点	合格(優)
515点～607点	合格(良)
421点～514点	合格(可)
0点～420点	不合格(不可)

(4) 審査結果

第2回評価委員会において、文化センター指定管理者から実績等の説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、次の点数により合格の評価を得た。

文化センター指定管理者 JM共同事業体	
総合得点（700点満点中）	評価
488点	合格(可)

※採点表は、別添資料「多賀城文化センター指定管理者評価委員会審査基準及び採点表(集計)」のとおり

(5) 評価委員会からの付帯意見

別添資料「多賀城文化センター指定管理者評価委員会委員意見一覧」のとおり

5 多賀城市社会教育委員会議への諮問

(1) 会議の開催日時等

第1回 平成27年6月26日(金)午後1時30分から午後3時30分
会 場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 社会教育委員 (第1回出席者)

区分	所属/氏名
議長	文化センター利用団体協議会会長 原義夫
職務代理者	読み聞かせボランティア 五代儀良子
委員	婦人会連合会会長 櫻井やえ子
委員	区長会会長 山田諄
委員	芸術文化協会監事 佐藤智子
委員	子ども会育成連合会会長 佐々木正範
委員	山形大学教授 上山真知子
委員	父母教師会連合会会長 根來興宣

(3) 諮問内容

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の文化センターの指定管理者の候補者を公募により選定すること。

(4) 意見

文化センターの指定管理者の候補者を公募により選定することについて、異議なし。

6 多賀城市文化センター指定管理者指定へ向けてのスケジュール(予定)

時期	内容
平成27年7月中旬	多賀城市文化センター指定管理者募集要項・多賀城市文化センター指定管理者管理運営業務仕様書を公開し、多賀城市ホームページで募集
平成27年8月初旬	公募に係る説明会
平成27年8月中旬	公募に係る質問受付
平成27年8月下旬	公募に係る質問に対する回答
平成27年9月上旬	申請受付
平成27年10月上旬	多賀城市文化センター指定管理者選定委員会
平成27年10月中旬	社会教育委員会議 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の結果報告
平成27年10月下旬	教育委員会定例会 多賀城市文化センター指定管理候補者の決定
平成27年11月上旬	行政経営会議 多賀城市文化センター指定管理候補者の決定
平成27年11月下旬	議員説明会 多賀城市文化センター指定管理者の指定
平成27年12月中旬	平成27年第4回市議会定例会 多賀城市文化センター指定管理者の指定

多賀城市文化センター指定管理者評価委員会審査基準及び採点表(集計)

審査項目	記述内容	審査基準	A	B	C	D	E	F	G	合計
1 文化センター運営の方針、理念(様式6)	・全体的な方針や理念	・適切な内容か	4	5	4	4	3	4	2	26
2 文化センター運営、経営に関する取り組み										
①指定管理業務の方針(様式7)	・示された業務を行うにあたっての方針	・制度導入の目的や効果に適合しているか	4	5	4	4	3	4	2	26
②収支計画(様式8)	・収支の基本方針や考え方	・基本方針は適切か	4	5	4	4	3	3	3	26
②-1収支決算書(様式8-1選定委員会時は収支予算書)	・収支決算額	・指定管理業務委託料は低いか ・コストは低いか	4	5	4	4	4	3	3	27
③運営の職員体制(様式9)	A 職員要件(経験、資格等) A 雇用条件(正規非正規の別) B 職員能力向上策 C 高齢者、障害者等雇用政策	・適切な体制か ・職員の能力、経験は ・ワーキングプアを生まないか ・研修等の取り組みは十分か ・雇用改善への配慮があるか	3	4	4	4	2	4	3	24
④維持管理体制(様式10)	・維持管理基本方針 ・維持管理業務毎の具体的な内容 ・施設設備の延命化策	・基本方針は適切か ・維持管理業務はもれなく適切か ・適切な延命化策が認められるか	4	4	4	4	4	4	3	27
⑤一部再委託業務(様式11)	・再委託分野、再委託先、再委託額	・現在の委託業務と比較して妥当な内容か	4	5	4	4	3	4	3	27
⑥貸し館利用促進(様式12)	A貸し館利用促進 Bクレーム対応等意見反映の仕組み C窓口サービス向上策等	・民間的ノウハウが認められるか ・顧客、リピーターを大切にしているか	4	5	3	4	3	3	2	24
⑦情報公開と個人情報保護(様式13)	・具体的な取り組み内容	・情報公開は積極的か ・個人情報保護は適切か	3	4	4	4	2	3	3	23
⑧環境への配慮(様式13)	・具体的な取り組み内容	・妥当な内容か	4	4	4	4	4	4	3	27
⑨危機管理対策(様式13)	・危機管理体制、具体的な取り組み内容	・妥当な内容か	3	4	4	4	3	4	3	25
3 ホール事業に関する取り組み										
①自主事業実施の方針(様式14)	・大、小ホールで指定管理者が行う自主事業の方針 ・芸術文化振興の方針	・ホールの特性に対応した適切な方針か ・芸術文化振興に相応しい方針か	4	5	3	4	2	4	2	24
②芸術文化愛好者の底辺拡大策(様式14-1)	・鑑賞者増加の具体的な取り組み内容 ・青少年対象の具体的な取り組み内容	・底辺を拡大するに相応しい取り組みか	3	5	3	4	1	4	2	22
③地域文化、市民文化向上策(様式14-1)	・具体的な取り組み内容	・市民ミュージカルの実施等相応しい取り組みか	3	5	4	3	2	3	2	22
④その他芸術文化振興策(様式14-1)	・具体的な取り組み内容	・アウトリーチ、出前コンサート等効果的な取り組みか	4	4	4	4	2	4	2	24
⑤自主事業のPR、チケット販促策(様式14-2)	・具体的な取り組み内容	・広告媒体、内容は適切か ・チケット販促策は妥当か	4	4	2	4	3	4	2	23
⑥自主事業実施の保有能力(様式14-2)	・独自に保有している能力、ネットワーク力の内容	・優れた能力、ネットワーク力か	4	4	3	4	2	4	4	25
⑦ニーズ把握(様式14-2)	・自主事業のニーズを把握するための具体的な取り組み内容	・適切なニーズ把握か	4	4	3	4	2	4	2	23
⑧自主事業実績書(様式14-3選定委員会時は事業計画書)	・自主事業内容 ・事業購入先	・ジャンル、質、量は十分か ・ネットワークの多様性	3	4	3	4	3	4	2	23
⑨自主事業収支決算書(様式14-4選定委員会時は収支計画書)	・事業収支	・収支は妥当か	2	3	3	3	4	3	2	20

※ 審査項目に記載されている様式番号については、平成22年に開催された多賀城市文化センター指定管理者選定委員会で提出された提案書の様式番号である。

総合得点	72	88	71	78	55	74	50	488
採点率	72%	88%	71%	78%	55%	74%	50%	70%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である/極めて高い能力を有している	5
優秀である/高度な能力を有している	4
満足できる/十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる/任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い/任せることは不安	1
全く満足できない/任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

各委員の「最終採点」を合計した得点が、満点となる700点(委員1人当たり100点×7人)のうち420点(6割)を超えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価
608点~700点	合格(優)
515点~607点	合格(良)
421点~514点	合格(可)
0点~420点	不合格(不可)

評価
合格(可)

多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 委員意見一覧

		意見	
内容 委員	「評価できる」	「課題」 「今後の宿題になると思われる」	
A	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理については、直営時に比較してコスト削減につながっている。 館内の管理等についても、利用者から概ね好評を得ている。 震災直後からの取組みとなったものの自主事業の充実に向けた努力が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業の収益性の確保 文化センターの管理・運営は、指定管理者が行っていることをもっとアピールし、市民サービスの向上につながっていることをPRすべきと考える。 多賀城市文化センターの特色(音響のよさ等)を前面に出し、「多賀城市文化センターならでは」という事業展開を期待する。 東北随一の文化交流拠点としての事業展開も望む。 	
B	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災後、避難所運営のサポートにあたり、またその後、市民への癒しの場として各種公演や利用者へのサービスにあたったこと。 日々の点検や定期的な点検を行い、文化センターの維持管理に努めたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> これからも地元住民を積極的に雇用していただきたい。 	
C	<ul style="list-style-type: none"> 手堅い運営手法と自主・共催事業の実績に対して、一定の評価をしたいと考える(満足できるに相当) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の多賀城の文化芸術施策の一旦をになう大儀(指定管理者としての具体的なテーマ設定)が不足しており、シティセールスの核となるべき文化センターの運営にあたるには、やや努力が足りないと言える。今後より一層の「オンリーワンの文化施設」としての積極的な活動を望みたい。 	
D	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の環境は清潔に管理されていると思う(特にトイレ) 施設使用者と対面して鍵の渡し等利用者も緊張感がある。 すべての職員が親切に思える。 ドアの開閉時とか年配者への声がけ等、行き届いている様に思える。 今後の運営に期待したいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> チケット販売方法等、宣伝の方法 過去満員にならなかった、満員となったイベントの総括 	
E	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理をしてから1年近く大変な状況乗り越えて、その後短い年数で頑張っている点 経費節減に努めている点 特に内工化で作業している点 	<ul style="list-style-type: none"> 多賀城を全国に発信するという点 費用と効果のバランス 文化に接していない人にどの様に文化を発信するか、又興味のない人をどの様に取り組んでいくか。 	
F	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート調査結果からも大変高い評価を得ている。 コストパフォーマンスにおいても維持管理費の削減の努力がうかがえる。 アウトリーチなどを行い、市民文化の向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の増税による管理経費の見直しが必要ではないか? 利用料金の減少の原因が行政サイドの問題としたならば指定管理料の見直しが必要ではないか? ビックネームの公演を行うには2年前からの交渉が必要とするならば、継続性について課題が残る。指定管理者評価を前年から前々年に実施することが必要かもしれない。 	
G	<ul style="list-style-type: none"> 経費の節減に取り組み、一定の実績をあげている。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書と報告書の乖離が大きく、評価しにくい。そもそも提案書の内容そのものに無理があったのではないか。震災の影響があったとはいえ、報告書を見る限り実現されていないものが多い。 幅広いチャンネルを用いてニーズ把握を行うとしているものの、十分とはいえない。アンケートの回収数も少なすぎる。 職員体制の充実も課題である。 	